

# 異常気象時の登下校について

## 《 台風等で暴風警報が発令された時 》

### 1 児童の登校以前に、愛知県全域または尾張東部に暴風警報が発令されている場合

- (1) 午前7時までに警報が解除された時は、平常通り授業を行います。  
※前日中に給食中止を決定したとき→給食なし(弁当持参)  
※前日中に給食中止を決定しなかったとき→給食あり
- (2) 午前7時から午前11時00分までに警報が解除された時は、5時間目から授業を行います。午後1時に集合場所に集まり、通学班で登校してください。(食事は家で済ませてください。)
- (3) 午前11時00分過ぎてもなお警報が解除されない時は、当日の授業を中止します。

	7:00	11:00
暴風警報7:00までに解除	平 常 授 業	
暴 風 警 報	→ この間に解除 ←	<u>5時間目から授業開始</u> ※午後1時に集合場所に集まり、通学班で登校
暴 風 警 報		→解除 臨時休業

### 2 登校後に、暴風警報が発令された場合

- (1) 発令時の気象状況から判断して、全児童を安全に帰宅させうると認められた場合は、授業を中止し速やかに下校させます。
- (2) 児童の帰宅が困難と判断した場合は、通学路の安全が確認されるまで、児童を学校に残します。

### 3 その他

- ① 警報発令中は、児童を外に出さないようにしてください。
- ② 増水している川・溝・池の近くには行かせないでください。
- ③ 切れた電線の近くへ行ったり、さわったりしないよう注意してください。
- ④ 土砂くずれや冠水のところの通行には、十分注意させてください。
- ⑤ 危険防止のための諸注意を日頃からしておいてください。

## 《 大雨・大雪警報が発令された時 》

- 1 児童の登校以前に、本県全域または尾張東部に上記のいずれかの警報が発令された場合

原則として、平常通り授業を行います。通行が危険な場合、安全が確認されるまで、登校を見合わせていただいたり、授業を中止することもあります。この場合は、各分団の連絡網を利用し、速やかに家庭へ知らせます。

- 2 登校後に、上記いずれかの警報が発令された場合

原則として、授業後安全を確認してから下校させますが、状況によっては授業を中止して下校させることもあります。

## 《 地震や地震注意報が発令された時 》

- 1 在学中に大きな地震被害が生じた場合は、下校が安全かどうか確認できるまで、**学校に待機させます**。場合によってお迎えいただくことになります。
- 2 在学中に「東海地震注意情報」が発表された場合は、教師引率で**速やかに帰宅**させます。
- 3 児童が登下校中の場合は、教師が手分けして、速やかに児童に連絡し、**帰宅させます**。家庭からも途中までお迎えをお願いします。
- 4 在宅中に注意情報が発表された場合は、**休校となりますので児童を登校させないでください**。

## 《 その他の注意 》

- ア 本県への台風接近が予想される場合は、テレビ・ラジオによる正確な情報の収集に努めて下さい。
- イ 特に集中豪雨等で、各家庭付近の通行危険箇所が見つかりましたら、速やかに学校へ連絡して下さい。
- ウ この異常気象時における登下校のきまりは、各家庭で十分周知徹底をはかって下さい。
- エ 洪水・雷雨等は地域によって差があり、状況の把握や家庭との連絡が極めて困難と思われます。学校から連絡がない場合でも、通学路等が危険な状態でしたら、保護者の皆様の判断で、登校を見合わせる等の安全な処置をおとりくださるようお願い申し上げます（登校状況の把握のため、学校への連絡をお願いいたします。その場合、出欠の取り扱いにつきましては、十分配慮させていただきます。）